

## 「木場の窓から見えるもの(元外交官の視点)」

当社顧問石井正文氏(前駐インドネシア日本国大使)による  
気になる海外情報を原則第2、第4木曜日に配信しています。

### 第47回:蔡英文訪米への中国の反応

2023年4月27日配信

#### 【ポイント】

- 今回の蔡英文訪米に際しては、事前に米台で緊密な調整
- 中国側の対応は一定程度抑制的に見えるが、同時に「新常態」を一步前進させた面もある
- 来年1月の台湾総統選を控え、微妙な駆け引きが今後も続く

#### 【本文】

- 蔡英文台湾総統は3月末～4月初、台湾からの往復路の2度米国経由+下院議長面会
  - ・3月29日 ニューヨーク着(中米歴訪の経由地との位置づけ)
  - 3月30日 ハドソン研究所で講演
    - その後、中米で外交関係のある二カ国(グアテマラ、ベリーズ)歴訪
  - 4月5日 中米からロサンゼルス着(台湾への帰路の経由地との位置づけ)
  - ロナルド・レーガン図書館でマッカーシー下院議長他と会談
- ・蔡総統の米国「経由」は就任後7回目。前は2019年7月
  - \* 過去は連邦・州議員、駐国連大使と会談、NASA訪問等＝中国の過大な反応なし
- 事前に米台は相当緊密に意見調整
  - ・蔡英文オフィス ⇄ バイデン大統領府 ⇄ マッカーシー下院議長オフィスの連携
  - ・実際、訪台を希望するマッカーシー下院議長に対し、蔡英文総統訪米による米国での会談を求めたのは台湾側の模様。これに米大統領府も賛同し、マッカーシーも納得。
  - ・蔡訪米+マッカーシーとの会談については、事前に中国側に内々連絡したはず
  - ・背景にあるのは、昨年8月のペロシ下院議長訪台の際の教訓＝中国側に過去に無い形と規模での軍事演習を行う口実を不用意に与えたことの反省
- 中国側反応の評価については意見が分かれるが、「新常態」一步前進を招いたのは明白
  - ・欧米では概ね、中国の反応はペロシ訪台時に比し「抑え目」との評価
    - \* 軍事演習の期間が1週間から3日に短縮
    - \* 台湾上空通過の弾道ミサイル発射訓練は行わず
    - \* 前は中国駐在のバーズ大使を呼び出しての抗議。今回は外交部報道官談話
    - \* 前回のような対台湾貿易制裁は実施せず、名目的な制裁(ハドソン研究所、レーガン図書館、在米国台湾関係者の移動制限等)のみ実施

- ・一方、今回の蔡訪米を使い中国側が「新常态」を一步前進+訓練深化させたのは明白
  - \* 台湾によれば、今回の演習で中台中間線を越え台湾ADIZ(防空識別圏)に入った中国軍機は4月10日だけで91機=2020年定期発表開始以来最大(従来最大は昨年12月と前日9日の71機)
  - \* 2隻目(国産初)の空母「山東」が初めて台湾南部を通過し西太平洋(台湾東岸沖)に展開。その後台湾を取り囲む形での演習(これ自体は前回同様)に参加したばかりか、艦載機J-15が演習に参加し初めて台湾ADIZに入った。
  - \* 山東の西太平洋展開自体はいずれ行われたと言う見方もあるが、J-15の台湾ADIZ侵入は蔡訪米が無ければやりにくかったはず

■また、同時期に中国が馬英九前台湾総統を訪中招待したことにも留意

- ・3月27日~4月7日の12日間。元台湾総統としては初の訪中
  - \* 馬は総統在任中の2015年、習近平と初の中台首脳会談をシンガポールで実現
  - \* 今回も宋濤・国務院台湾事務弁公室主任(台湾政策担当トップ)と会談
- ・一方、チャイナ7(共産党政治局常務委員)とは誰とも会談せず
  - \* 2月の夏立言 国民党現職副主席訪中の際は党内序列4位の王滬寧と会談
  - \* 馬英九・王滬寧会談の可能性も言われたが実際は不成立+習近平面会も無し

↓

■来年1月の台湾総統選を控え、中国側も微妙な駆け引きをしている

- ・蔡英文(民進党)を叩き過ぎ、馬英九(国民党)に近過ぎると、逆に民進党有利に

【補足;海上演習と国際法】

■台湾海峡には公海はなく領海+排他的経済水域(EEZ)

- ・昨年8月、今回の中国軍の演習は、EEZ内(一部は日本のEEZ)

■問1. 他国のEEZでの演習は合法か?

- ・EEZには、沿岸国が主権的権利(漁業・鉱物資源等経済的面で排他的権利)を持つ
- ・この主権的権利に妥当な配慮を払う限り演習は可能
  - \* 主権的権利を害さない限りEEZは公海と同様で自由航行可能
  - \* 例えば、軍艦の航行訓練は当然可能
  - \* 事前に沿岸国の許可を取る必要もない

■問2. 演習のために他国のEEZに立ち入り禁止区域を設けることは合法か?

- ・通常は沿岸国の権利に妥当な配慮を払っているとは言えない(例;漁業が出来なくなる)
- ・立ち入り禁止区域を設けることだけで違法とまでは言えないが、立ち入り禁止を強制すれば明らかに違法

■問3. 他国のEEZにミサイル等を落下させるのは合法か？

- ・通常は、沿岸国の権利を侵害することになる(資源への悪影響)ので違法

↓

■昨年8月の中国による演習の際には、日本のEEZ内にミサイルが落下

- ・中国が日本のEEZに訓練区域を設定した際は、日本は「懸念」を表明するに止めた
- ・その後ミサイルが同区域に着弾した際には、中国を非難し強く抗議するとともに軍事訓練の即刻中止を申し入れ

(以上)

りそな総合研究所 顧問 石井正文

問い合わせ先:りそな総合研究所 アジア室 石橋修三

メールアドレス: shuzo.a.ishibashi@rri.co.jp